

法人合併協定書

キリスト教主義を建学の理念として共有する学校法人関西学院（兵庫県西宮市上ヶ原一番町1番155号）と学校法人聖和大学（兵庫県西宮市岡田山7番54号）は、幼稚園及び小学校から大学院にいたる組織を擁する総合学園の新たな創造を目指すため、合併することを目的として次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

第1章 法人合併の基本的事項

第1条（合併協議会の設置）

- 1 学校法人関西学院及び学校法人聖和大学の法人合併の協議にあたり、両学校法人のもとに合併協議会を設置する。
- 2 本協定の締結後、学校法人聖和大学が新たな事業を開始する場合若しくは既存の事業を中止する場合、当該年度内に償還を終えない債務を負う場合又は資産を処分する場合は、事前に合併協議会の承認を得る。
- 3 合併協議会の構成、協議内容、期間については別途協議する。

第2条（法人合併の期日）

- 1 法人合併の期日は、2009年4月1日とする。
- 2 法人合併は、文部科学省認可の上、登記が完了した日をもって成立する。
- 3 存続する法人は学校法人関西学院とし、学校法人聖和大学は解散する。

第3条（法人合併後の法人名称）

法人合併後の法人名称は、学校法人関西学院とする。

第4条（事務所所在地）

- 1 主たる事務所は西宮市上ヶ原一番町1番155号に置く。
- 2 学校法人聖和大学が保有する西宮市岡田山7番54号の校地は、法人合併後、関西学院聖和キャンパスと称する。

第5条（理事）

- 1 2009年3月31日現在の学校法人聖和大学の理事1名は、2009年4月1日に学校法人関西学院の理事となる。
- 2 教育学部の完成年次（2012年度）までの間、聖和キャンパス担当理事を置く。

第6条（副学長）

教育学部の完成年次（2012年度）までの間、聖和キャンパス担当副学長を置く。

第7条（財産及び債務の取扱い）

財産及び債務については、次のとおりとする。

- 1 法人合併後の基本財産は、両法人の基本財産を合算した額とする。
- 2 学校法人聖和大学の積立金は、学校法人関西学院が承継する。
- 3 学校法人聖和大学の固定資産は、学校法人関西学院が承継する。
- 4 学校法人聖和大学の負債は、学校法人関西学院が承継する。

第8条（経理規程等の統一）

財務諸表計上の整合性を確保するために、学校法人聖和大学の経理規程等に定める基準を、学校法人関西学院の経理規程（資産計上基準、減価償却基準等）、物件調達規程、物件管理規程等に統一するよう、2008年3月末日までに改訂し、2008年度から適用する。

第2章 学校等の体制

第9条（関西学院大学教育学部）

- 1 関西学院大学教育学部は聖和大学の幼児教育の伝統と理念及び関西学院大学の教育学の伝統と理念を統合しつつ構想する。
- 2 教育学部は、幼児・初等教育学科と臨床教育学科の二学科とする。
- 3 幼児・初等教育学科については、聖和大学が永年にわたり培ってきた教育理念を実現できるように学生/教員比率（教員一人当たり学生数25名程度）を実現する。
- 4 学校法人関西学院は、2009年4月1日付で聖和キャンパス内に関西学院大学教育学部及び関西学院大学大学院教育学研究科を設置するため、文部科学省、関係官庁等に必要な諸手続を行う。
- 5 教育学部及び教育学研究科の設置に必要な教員は関西学院大学が選考し、合併協議会で協議の上、学校法人関西学院の理事会で任命する。
- 6 教育学部及び教育学研究科の設置に必要な経費は、学校法人関西学院が負担する。

第10条（聖和大学）

- 1 聖和大学（大学院を含む、以下同じ。）は、2009年4月1日以降、学校法人関西学院が設置する大学として存続する。
- 2 聖和大学の授業は、2009年4月1日以降、聖和キャンパスで実施する。
- 3 聖和大学教育学部幼児教育学科、人文学部グローバル・コミュニケーション学科及びキリスト教学科については、2009年4月1日で学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。
- 4 聖和大学大学院教育学研究科幼児教育学専攻については、2009年4月1日で学生募集を停止し、在学生の修了を待って廃止する。

第11条（聖和大学短期大学部）

- 1 聖和大学短期大学部は、2009年4月1日以降、学校法人関西学院が設置する短期大学として存続する。
- 2 短期大学の名称は、学校法人関西学院 聖和短期大学とする。
- 3 聖和短期大学の学長は、合併協議会で協議の上新たに定める聖和短期大学学長選出規程に基づき選任される。

第12条（聖和大学附属聖和幼稚園）

- 1 聖和大学附属聖和幼稚園は、2009年4月1日以降、学校法人関西学院が設置する幼稚園として存続する。
- 2 幼稚園の名称は、学校法人関西学院 聖和幼稚園とする。
- 3 聖和幼稚園の園長は、合併協議会で協議の上新たに定める聖和幼稚園園長選出規程に基づき選任される。

第13条（聖和乳幼児保育センター）

- 1 聖和乳幼児保育センターを設置、経営する社会福祉法人聖和福祉会と学校法人聖和大学との間に存する法的関係は、法人合併後も学校法人関西学院との間で継続する。
- 2 本協定の締結後、社会福祉法人聖和福祉会と学校法人聖和大学との間で、既存の契約の内容を変更する場合、新たな契約を締結する場合、又は契約を破棄する場合は、事前に合併協議会の承認を得る。

第3章 教職員

第14条（人事）

本協定の締結後、法人合併までの間、学校法人聖和大学が雇用する専任教職員の採用・

任用等が必要な場合及び給与・資格等の変更は、合併協議会で協議の上、学校法人聖和大学が決定する。

第15条（継続雇用）

2009年4月1日に学校法人関西学院が学校法人聖和大学から継続して雇用する教職員については次のとおりとする。

1. 学校法人関西学院は、聖和大学の大学教員を、関西学院大学が新たに構想する教育学部及び新設学部等へ継続して雇用する。
2. 短期大学部教員及び幼稚園教諭は、学校法人関西学院が継続して雇用する。
3. 聖和大学の専任職員は学校法人関西学院が継続して雇用する。なお、勤務地は学校法人関西学院のキャンパス（西宮上ヶ原、聖和、神戸三田、大阪梅田）等とする。

第16条（定年）

1. 学校法人関西学院が前条により継続して雇用する教職員の定年は、学校法人関西学院の教職員定年に関する規程にもとづく。
2. 学校法人聖和大学は、2009年3月31日までに、前項について当該教職員の了解を得るための措置を取る。

第17条（資格等）

学校法人関西学院が学校法人聖和大学から継続して雇用する教職員の資格等については、次のとおりとする。

1. 教員の資格（教授、准教授、助教及び専任講師。ただし、任期の定めがある教員を含む。）は、学校法人聖和大学における資格、学歴資格、業績、経歴、経験年数等を勘案し、学校法人関西学院の諸規程により定める。
2. 職員の職能資格は、学校法人聖和大学における資格、学校法人関西学院の定める職能資格基準、学歴資格、職歴、経験年数等を勘案し、学校法人関西学院の諸規程により定める。
3. 幼稚園教諭の資格は、学校法人聖和大学の諸規程に準じて、学校法人関西学院が新たに定める。

第18条（給与等）

法人合併後、学校法人聖和大学から継続して雇用する「教職員の給与等」は、次のとおりとする。

1. 大学教員（短期大学部教員を含む。）及び職員の給与（諸手当及び賞与を含む。以下同じ。）は、法人合併後4年間、学校法人聖和大学において2009年3月末日に受けていた年収総額を保証する。法人合併から4年経過後、学校法人関西学院の給与規程による給与との格差が存在する場合は、一定期間（4年間）を経て是正をはかる。
2. 幼稚園教諭の給与は、法人合併後4年間、学校法人聖和大学において2009年3月末日に受けていた年収総額を保証する。法人合併から4年経過後の給与は、大学教員及び職員の是正内容を勘案して定める。
3. 退職金は、法人合併後4年間、聖和大学退職手当支給規程により支給する。法人合併から4年経過後、関西学院退職金規程による退職金との格差が存在する場合は、一定期間（4年間）を経て是正をはかる。ただし、2009年3月末日までの聖和大学における勤続年数を引き継ぐものとする。
4. その他の諸制度に係わる条件整備は今後協議する。

第19条（勤務時間、休日等）

学校法人関西学院聖和キャンパスに勤務する教職員の勤務時間、休日等に関する諸条件は、合併協議会で協議する。

第20条（その他の待遇）

学校法人関西学院が第15条に基づき継続して雇用する教職員のその他の待遇は、学校法人関西学院の諸規程にもとづく。

第4章 その他

第21条（協定締結）

本協定は、両学校法人の理事会における特別決議をもって締結する。

第22条（合併契約）

- 1 本協定の内容にもとづき、両学校法人の寄附行為に定める合併に関する特別決議をもって、合併契約書を締結する。
- 2 合併契約の時期は、別途協議する。

第23条（誠実条項）

- 1 両学校法人は、法人合併に向けて誠実に協議するものとする。
- 2 本協定の内容について変更の必要が生じた場合、両学校法人は誠実に協議するものとする。
- 3 本協定に定める事項以外については、両学校法人が必要と認める場合、合併協議会で誠意をもって協議する。

第24条（協定解除）

前条の規定にかかわらず、両学校法人が合意に至らない場合は、両学校法人いずれか一方の文書による通知をもって本協定を解除することができる。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、協定書を2通作成し、両学校法人の理事会における特別決議記録を添付して、各1通を保有する。

2007年 3月29日

学校法人関西学院

学校法人聖和大学

理事長 山内 一郎

理事長 茂 純子